

議第2号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和6年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の規定整理を行うため。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

組織改正に伴い所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 係の新設（第2条）

- ・ 高校教育課

高校入試に関する事務を専門的に分掌する「高校入試係」を設置

(2) 係名の変更（第2条）

- ・ 特別支援教育課

「特別支援教育企画係」を「教育企画係」に、「発達障がい教育係」を「教育支援係」に変更

- ・ 教育財務課

「施設第一係」を「整備推進係」に、「施設第二係」を「特別支援学校整備係」に変更

(3) 課内室及び分掌事務の変更（第3条、第3条の2）

- ・ 教育総務課

教育対策調整室を廃止し、当該室の分掌事務である新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関する事務を削除

3 施行日

令和6年4月1日

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表高校教育課の項中「高校総合支援係」の下に「、高校入試係」を加え、同表特別支援教育課の項中「特別支援教育企画係」を「教育企画係」に、「発達障がい教育係」を「教育支援係」に改め、同表教育財務課の項中「施設第一係」を「整備推進係」に、「施設第二係」を「特別支援学校整備係」に改める。

第三条の表教育総務課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の二を次のように改める。

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 教育総務課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係及び健康管理・公務災害係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教育総務課の項第十九号から第二十一号までに掲げる事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
高校教育課	管理調整係、高校教科教育係、高校総合支援係、高校入試係、産業教育係、高校人権教育係、県立学校教員人事係、給与係
特別支援教育課	管理調整係、教育企画係、教育支援係
教育財務課	管理経理係、助成係、整備推進係、特別支援学校整備係、技術係、情報基盤係

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から十八まで 略
	十九から二十三まで 略

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
高校教育課	管理調整係、高校教科教育係、高校総合支援係、産業教育係、高校人権教育係、県立学校教員人事係、給与係
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育企画係、発達障がい教育係
教育財務課	管理経理係、助成係、施設第一係、施設第二係、技術係、情報基盤係

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から十八まで 略
	十九 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関すること。
	二十から二十四まで 略

--

(課内室の設置及び分掌事務)

第三条の二 教育総務課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係及び健康管理・公務災害係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教育総務課の項第十九号から第二十一号までに掲げる事務とする。

第四条から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略

--

(課内室の設置及び分掌事務)

第三条の二 教育総務課に、本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として次の表の上欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	
福利厚生室	教育対策調整係 厚生係、健康管理・公務災害係
教育対策調整室	教育対策調整係
福利厚生室	福利厚生室
室	
福利厚生室	前条の表教育総務課の項第十九号に掲げる事務
教育対策調整室	前条の表教育総務課の項第二十号から第二十二号までに掲げる事務
福利厚生室	分掌事務

第四条から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略